

## 平成16年度第4回環境技術実証モデル事業検討会議事要旨

1. 日 時 平成17年3月10日(木) 10:00～12:00

2. 場 所 経済産業省別館817号室

3. 議 題

(1) 各分野の進捗状況について

(2) 平成17年度以降の事業実施の方向性について

(3) 平成17年度の事業実施要領等について

(4) その他

4. 出席者

検討員：安井至座長、有園幸司検討員、木村光政検討員、柿沼伸二検討員、岸川浩一郎検討員、佐土原聡検討員、長谷川猛検討員、藤田正憲検討員、森武昭検討員、小林康男検討員、坂本和彦検討員、森田昌敏検討員、松尾明検討員

環境省：総合環境政策局 齊藤環境研究技術室長、上田専門官

：環境管理局 徳永環境管理技術室長

：自然環境局 関根補佐

：環境保健部 川村係長

：水環境部 野口係長、中西係長

5. 議 事

(1) 各分野の進捗状況について

事務局より、資料1-1から1-8を用いて、平成16年度の各対象技術分野の進捗状況について報告後、各ワーキンググループ座長からの補足説明があった。

(2) 平成17年度以降の事業実施の方向性について

事務局より、資料2を用いて、平成17年度実施上の論点、18年度以降に向けた今後の検討事項、酸化エチレン処理技術分野・山岳トイレ技術分野における手数料の考え方について説明後、以下の質疑応答があった。

【坂本検討員】 山岳トイレ技術分野と酸化エチレン処理技術分野では要する費用の項目別の割合が全く違う。統一的な手数料項目がつけられるのか、それとも一番の目的である技術の普及を考えて、国が負担する項目が変わるのか

【安井座長】 酸化エチレン処理技術分野の固定費、特に技術費用について、具体的には一式いくらになるか。

【長谷川検討員】 酸化エチレン処理技術分野の手数料項目の設定について非常に難しいのは、実際の滅菌工程を模擬するようなシミュレーション装置を用意しなければならない

こと。多分、普通の研究機関は持っていないので、その都度、借りる必要があり、私が知る範囲では費用は100万円オーダー。普通、手数料を受け取って検査をする機関は、本来このような機器を持っており、減価償却分を損料という形で計上することになっている。損料で計上すべき部分を貸借料として手数料に組み入れていいのかどうか。別途国で負担する必要があるのではないか。

【事務局】 固定費が幾ら必要か試算した結果、どこまで含むかによって変わってくるが、約二、三百万円。実証試験を1件追加することにより、約二、三十万円の追加費用となり、1桁オーダーが違う。件数によって非常に手数料が変わるとのこと。

【安井座長】 例えば、海外ツアーでは最少催行人数というのがあり、コストを考えると本事業でもそうしたものを設定せざるを得ない部分がある。本事業も何件応募があったら実証するという前提を設定しないと多分無理かもしれない。まずは、どのような費用の削減策があるかを詰めなければならない。

【藤田検討員】 有機性排水処理技術ワーキンググループとしては、正式に検討してはいないが、実証機関から幾つかの話を聞いている。1点目は、実証費用の圧縮がケース・バイ・ケースで必要だろうということ。有機性排水処理技術分野の場合には、例えば項目や回数などを見直すことによって圧縮は可能である。

2点目は、実証対象機器の設置費用は開発者負担という前提にすると、一番大きな問題は旅費であり、その部分で制約が出るかもしれないということ。

最後に、実施要領との関連になるが、実証項目と測定分析の回数を実証機関で検討してもらおうという幅を持たせることで圧縮ができるのではないかと考えている。

いずれにしても、項目と回数が出れば、費用についてはある程度の相場がわかっており、さほど大きなばらつきはないと思う。

【安井座長】 やはり3つの技術分野は三者三様であり、本検討会で全てを決めることはできないので、各技術分野でそれぞれ小委員会をつくるか、事務局側に検討頂くのが良いかも含めて、手数料の考え方についてケーススタディのようなものをまとめて頂いた方が良いと思う。したがって、今回は更なる問題点や工夫できる点、あるいは実施機関としての事情等を含めて情報を頂きたい。

【森検討員】 山岳トイレの実証に関しては、トイレを設置したときよりも、むしろ5年、6年と時間がたったときに、本来の性能が維持できているか確認する方が本当は重要だと思っている。そういう意味で、今後、本事業の中で実施するのが良いかどうかはわからないが、年に一回くらいの頻度で、希望する各申請者に対して健康診断のように分析し、きちんとスペックを維持しているかどうかデータとして出すような形ができれば良いのではないか。

その場合には、都道府県が対象になる実証機関を毎回通すより、申請者が直接、実証運営機関に申し込むルートもつくるのが良いかと思う。

【安井座長】 他の分野の実証は割合短期に結果が出るが、山岳トイレ技術分野は自然が相手であり、おっしゃるとおりだと思う。

【坂本検討員】 経費の件について、例えばN E D Oの研究費では、その研究に必要な装置を民間が取得する場合には、それに応じた対価を払うという形がある。今回も例えば、試験をするときに装置が必要であれば、どのぐらいの事業が見込めるかによって、装置を購入し、主な実証機関へ移管するという継続的な対策を行えば、イニシャルコストの部分が、当初購入したものを使うことで費用を平均化できると思う。ただし、申請者が少ないと、ただ物を置いておくだけでスペース代ばかり要することになるので、需要や技術の数、今後の分野の継続期間などを同時に判断する必要はある。

【事務局】 酸化エチレン処理技術分野の固定費の問題については、公募期間を限定し、「何件の申請があれば実証を開始する」など条件付きにすれば、公募期間が終わった段階で確定する手数料額にもそれほど大きなばらつきは出ないだろうと考えている。

【安井座長】 実証機関のキャパシティは実証開始時期に左右されるので、その辺りが不確定にならない仕組みにする必要がある。

【長谷川検討員】 そのとおりと思う。そのために、実証運営機関の役割を増してはどうか。個々の実証機関が公募する形式ではそうした配慮がしにくいのではないか。

【安井座長】 次の議題に影響があるかもしれない。他に全体的な方向性のところで何かあるか。

【藤田検討員】 実証機関から遠い企業にとっては（旅費がかさむので）不公平ではないかという意見も出てくる。1つの案だが、例えば、企業の近くの地方でしっかりと分析ができる機関があるとすれば、情報のやりとりによる実証という方法もあり得るかもしれない。そのようにしていかない限り、いつまでも実証機関の周辺でしか実証はできないということになる。サンプリング等に伴う旅費はそれほど小さくない。これを圧縮するためにはそういう方法もあろう。

【小林検討員】 山岳トイレ技術分野でこれから検討しようとしていることについて確認させていただきたい。基本的に採水条件をきちんと決めれば、サンプリングの採取頻度は決まる。実証試験の満たすべき条件を決めてそれをクリアするということにしていれば、1つの基準ができると思うが、今検討するのはそういう基準と理解してよいか。

【森検討員】 この2年間で様々な処理方式のデータが出てきているので、それを元に、重要な項目は処理方式によって違うが、どの項目を年何回くらい測定すべきかについて、まさにこれから小委員会で検討しようとしているところ。最終的には年1回にできればと思っている。

【安井座長】 既に検討している分野、本年度検討を要する分野があるので、情報を全部統括して、手数料がどうあるべきかを精力的に検討すべきかと思う。

とりあえず来年度は、今議論している3つの技術分野についてが焦点だが、その他の分

野も含め、今後の見通しを事務局主導で何か新しい検討体制を作って頂くのが良いと思う。

【柿沼検討員】 細かい議論に落ち過ぎているのではないか。日本の今の環境技術は、恐らく世界のトップランナーであり、経済産業省と環境省とで新しい環境技術というものを、いかに日本の次の産業の強化のための基幹技術として磨くかという視点で、技術実証の仕組みを作るべき。そのために適切な国と企業との負担を考えてほしい。

日本の産業構造として、大企業は、公的機関を上回るほどの人材と資金とノウハウをもち、自ら環境技術の提唱をする能力はあるものの、公的に認められて初めて世界に通用する。そのときに公的機関は非常に大切であり、実証機関を日本でどのように育てていくかということは、国家戦略の中で考えるべき。

日本の環境技術を国際的に認知させるような発想で仕組みを考えると、日本が出すロゴ・マークは世界に通用するものであり、国際的な信用力のある環境技術だと思われることが重要であり、日本の将来の産業力、産業強化という意味では非常に大きい。

また、中小企業のアイデアや技術は、基盤技術の中で相当貢献しているはずで、そういう意味で中小企業が大いに本事業に参画できる仕組みを作ることが必要。

もう1つのアイデアだが、中小企業にとって1件300万円などのコスト負担はロゴ・マークをもらうだけでは難しい。中小企業にとって技術開発の一番のネックは開発しても売れるかどうかわからないということ。需要を作る仕組みを本事業の1つの側面として用意することが必要。山岳トイレを国立公園で買ったり、排水処理装置を官公庁の食堂の排水に使ったりすれば、最大の付加価値となり、企業はロゴ・マークを欲しいと思い、必要なコストは負担することになる。今、都庁の中でも新しい技術や製品に対して表彰する制度があり、都庁が優先して買いなさいということを行っているけれども、法律や契約の事務規則などで何でも指名競争入札、企業は何年間の実績がなければならないなど別のルールで抑え込まれ技術の芽が開花しないというのが実態。

【安井座長】 事務局にとっては大きなエールになったと思うが、そのレベルまで到達するには随分ステップが必要であり、また、本事業は認証ではなく実証であるため、その区別をしっかりと頂くことが必要。

【事務局】 本事業の中で意識しているのは、規制との関係。特に酸化エチレン処理技術や小規模事業場向け有機性排水処理技術については、なかなか国レベルでの規制に結びつきにくいものの、酸化エチレン処理技術について、東京都では地方レベルで行政指導もやっていく、あるいは小規模事業場向け有機性排水処理技術については、数多くの自治体で規制をしているという実態がある。また、ほう素等処理技術は国の規制に絡むものであり、技術の普及についてはそのような側面もあわせて考えていきたい。

### (3) 平成17年度の事業実施要領等について

事務局より、資料3-1、3-2を用いて、平成17年度の本事業実施要領につ

いて説明後、以下の質疑応答があり、実施要領については、検討会后1週間の間に委員より意見を頂き、その後、座長一任で最終化することとなった。また、ロゴ・マークの図案そのものについては、パブリックコメント等適切な方法により、事務局が決定することとなった。

【長谷川検討員】 第2部の体制について、実証運営機関が手数料を取るにも関わらず、実際の作業は全て実証機関に委ねる形となっている。2年間の試行期間を経て、試験方法も確立していることから、もっと簡易にし、実証運営機関が対象技術の公募や審査を行い、申請件数の状況を見て実証機関を募集するなど、もう少し実証運営機関に役割を回す必要があるのではないかと。例えば、実証機関が設置する技術実証委員会は、小規模事業場向け有機性排水処理技術分野の場合、各県別にあるが、分野別ワーキンググループが基本的な役割を担い、具体的に実証機関を決めた後にその実証機関と申請者が話し合うなど、もう少し合理的なやり方をした方が良いのではないかと。

また、現在では、例えば東京都が実証機関となり、実際に試験機関として当研究所が実証を行っているが、今後は公益法人やNPO法人など、特に都道府県ということでもなくとも良いという形になっていく。その場合、(都道府県の)研究機関自身が直接実証機関となることも可能としても良いのではないかと。

【事務局】 非常に重要なご指摘だが、実証運営機関はまだ確立されておらず、17年度からすぐに実施することは難しいかと思う。17年度は案の形で行い、平成18年度以降の検討事項とさせていただきたい。

【安井座長】 17年度については、今の事務局案が妥当な気がするので、時間をかけて検討することとし、18年度以降の宿題としたいと思う。

【木村検討員】 全体の中での実証機関の役割が気になる。実証機関には膨大な仕事が発生するが、実証機関となることに対して、社会的な付加価値といったメリットが何か考えられないか。また、ロゴ・マークをつけることによって、例えば税制等の有利な点が加えられるなどが考えられるかどうか。

【事務局】 ロゴ・マークの意義については、非常に難しく、山岳トイレ技術分野のワーキンググループでも同様の議論が出ていた。本事業では、客観的なデータをとっていることから、例えば山岳トイレ設置の補助の際に、申請データとしてそのまま使うことは可能。ただし、本事業は認証ではなく、ある基準を満たしているということではないため、実証データをもって即採用ということは難しい。しかし、少なくとも手続は楽になるというメリットがあるのでは。当面はそこまでであり、それが実証制度の限界ではある。一方、基準を設ける認証や公証の制度の場合は、基準の設定をどこにするかという相当の技術的な議論が必要となり、実証の迅速性が失われるという面もある。

【安井座長】 実証機関になることに付加価値があるかというご質問もあったが、例えば

実証機関もロゴ・マークを使うことができるようにする方法もあるのではないかと。

また、実証そのもののメリットについては、実証された製品が公的調達等で優先される、あるいは考慮されるようなことを考えるのも一つかもしれない。これも事務局の宿題。

【岸川検討員】 コストの問題は、申請者や実証機関にとって大きなファクター。基本的には実証機関で競争原理が働かなくてはいけない。実証機関は、地理的要因や技術的に得意な分野を鮮明にして、実証申請を呼び込むような枠組みが必要。

また、ロゴ・マークについて、米国や韓国との間の相互認証のようなものが可能かどうか。日本で実証を受けた申請者が、その技術をアメリカで売ることができれば、インセンティブになる。

【安井座長】 相互認証については、本事業が実証ということ踏まえて検討する必要がある。

【事務局】 日本の実証事業はアメリカの制度を参考に立ち上げており、将来的にはデータの相互受け入れのようなことはあり得る気がするが、まだその段階には至っていない。後ほど紹介するが、今年の7月に、アメリカのEPA主導で国際フォーラムが開催され、そこに日本からも出席をして、日本の制度も紹介する予定。その延長線上に、データ受け入れのようなことも考えていければと思っている。

【安井座長】 大量の資料なので、今日、全部確定はできない。後で意見を頂くとしてタイムスケジュールはどうなるか。

【事務局】 17年度実施要領に対するご意見は、1週間程度で頂きたい。

【安井座長】 大きな部分を変えるのは難しいと思うので、これで完成させるというより、むしろ来年度は試行的に行う体制とし、平行して18年度以降の体制を考えていくということにする。そのため、1週間程度で意見を頂き、その後、事務局と私とで決め、来年度スタートするということがよろしいか。

【柿沼検討員】 ロゴ・マークについて、今の案は、環境技術実証モデル事業とだけ書いてあり、初めて見た人にとって実施主体がわからない。例えば、環境省のロゴ・マークを入れるなど、環境省の事業であることが分かるようにすると良い。

【事務局】 環境省ロゴ・マークとの組み合わせも検討する。

#### (4) その他について

事務局より、資料4を用いて今後の検討スケジュールを説明。また、参考資料6を用いて、7月13日から14日にかけて開催されるEPA主催の国際フォーラムについて、紹介し、閉会。